



どうする



防災

2024年3月号
和合町自主防災隊

今月の「どうする」は、「住宅の耐震化」

令和6年元旦に発生した能登半島地震を受け、地震から命を守るためには、住宅・建築物の耐震化の重要性が再認識されました。

- ・建物の倒壊等が防げれば、出火や、火災延焼の危険性が軽減されます
- ・発災直後、瓦礫等によつての救命・救助の妨げられることはありません
- ・早期の復旧・復興が可能になります
- ・長期間にわたる避難所生活を回避し、住み慣れた自宅での生活をおくれます
- ・避難所での感染リスクを回避できます

「浜松市プロジェクト TOUKAI(東海・倒壊)-0 総合支援事業」

浜松市ではこのプロジェクトを創設し、地震の際に危険な建物やブロック塀などの耐震化の促進に取り組んでいます。

□木造住宅の耐震化促進事業…無料で耐震診断が受けられます。市内の専門家を派遣して診断します。(令和6年度末で終了)

□木造住宅耐震補強助成事業…補助額上限135万円、契約前の申請が必要です。(令和7年度末で終了)

□耐震シェルター整備事業…大地震の時に家屋の倒壊から命を守るシェルターの設置。補助上限25万円、契約前の申請が必要です

※上記3事業は、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅にお住まいの方が対象です

□ブロック塀等撤去改善事業…撤去費の補助、新設の補助が受けられます。契約前の申請が必要です。(条件あり)

※非木造住宅の耐震診断、補強計画等の助成もあります。

担当窓口 浜松市建築行政課 建築耐震グループ 053-457-2471

「家具転倒防止事業」

□浜松市ではお年寄りや身体の不自由な方の世帯を対象に家具転倒防止事業も行っています。

担当窓口:浜松市危機管理課 053-457-2537

自分と家族の命を守るための耐震化をぜひ進めましょう。また、物が倒れてこないようにする家具転倒防止の対策を行うようにしましょう。

筆耕:防災コーディネーター 松山 美佐